

2010年4月14日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮健児 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡村

勲

ご照会に関するご質問

貴会にはますますご清栄のことと存じ、お慶び申し上げます。

貴会より 本年 3 月 31 日付で、第 10 回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議についてと題する照会を拝受いたしました。

貴会は、被害者参加制度について、意見書、会長声明、会長談話等で発表しただけでなく、法務省、法制審議会、国会の場で強硬、執拗な反対論を繰り返してこられました。特に 2007 年 5 月 1 日意見書では、「(参加制度は)刑事裁判の本質に照らし将来に取り返しのつかない禍根を残すことになる」とまで極論されております。これらの意見書等は、会員のみならず全国民に対して発せられたものであることは申すまでもありません。

ところが、貴会の前記ご照会は「当連合会としても 2008 年 1 月に施行された被害者参加制度の運用につき、その充実と発展のため、常に問題点を検討している」という、従来の反対論からは想像もできない前向きな記載であり、質問された貴会の真意を測りかねております。

そこで、ご質問にお答えする前提として、後記のとおり、質問をいたしますからご回答いただきたくお願ひ申しあげます。

記

1 被害者参加制度は、施行後 1 年 4 か月を経過し、多数の件数が実施されました。

貴会が反対の理由に挙げられたことが現実に起こった事例がありましたか。

あれば具体的にお示しください。

2 被害者参加制度は「将来に取り返しのつかない禍根を残す」とのご意見を今もお持ちですか。

ご意見を撤回したのであれば、会員及び国民に対して撤回を公表しま

したか。撤回公表の時期、方法をお知らせください。

撤回していないとすれば、被害者参加制度に反対し、被害者参加人を傷つける被害者参加弁護士が現れても不思議ではありません。

この点について、どのようにお考えですか。

- 3 貴会は、被害者参加制度のみならず少年審判傍聴、公訴時効の見直し等について、公表した意見書等で「犯罪被害者等の中にも、反対する意見がある」との意見を明示されました。

被害者参加制度に反対の被害者の数、被害者毎の罪名を正確にご教示ください。

- 4 同様に「被害者団体の中にも反対の団体がある」と主張されました。被害者団体とは、団体の構成員の多数を被害者が占め、かつ団体の意思決定方法も被害者の多数決によって行われることが必要であると考えます。

貴会のいわれる被害者団体の名称、構成員である被害者の数、被害者毎の罪名、被害者以外の構成員がいるときはその数、団体の意思決定方法をご教示ください。

- 5 貴会会員の中にも被害者参加制度の実現を望む声明を出した会員が366名おり、同趣旨の要望書を民主党宛1135名、公明党宛1417名、自由民主党宛1443名が提出しており、報道機関等によっても公表されました。

被害者の中にも被害者参加制度に反対の者がいるといいながら、会員の中に賛成者がいることを公表しなかったのは何故ですか。

- 6 当会は、刑事司法上の権利の実現のために必死の努力を重ねてきましたが、貴会の妨害によって、労力面、精神面、資金面で多大の苦しみを味わされました。

これについてどのようにお考えですか。

これらの質問には、真摯に対応し、犯罪被害者および国民に対して説明責任を果たされるよう、お願いいたします。

貴会との議論の応酬はすべて公開といたします。ご了承を願います。

以上